

国民保護関係者である
ことを示す特殊標章

国民保護制度の概要

平成18年7月28日

三重県防災危機管理部

我が国を取り巻く状況

- 近隣国におけるミサイル配備の状況
- 近隣国における核兵器保持の可能性
- 生物兵器等の使用の可能性
- 6か国協議と米国の対応
- その他アルカーイダ等によるテロの可能性

最近のテロ事案等

○バリエ同時爆破事件 2005年10月1日

【死者 23名 (10月8日現在)】

○ロンドン同時爆破事件 2005年7月7日

【死者 56名 (7月21日現在)】

○スペイン同時多発列車爆破事件 2004年3月11日

【死者190名 負傷者1,400名以上】

○米国同時多発テロ事件 2001年9月11日

- ・ニューヨーク市 国際貿易センタービル 【死者 2,829名】
- ・ワシントンDC 国防総省ビル 【死者 189名】
- ・ペンシルヴェニア州西部 【死者 44名】

○地下鉄サリン事件 1995年3月20日

【死者12名 負傷者5,510名】

武力攻撃事態対処法

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、

- 武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、手続等基本的事項を定めることにより対処のための態勢を整備
- 武力攻撃事態等への対処に関して必要となる個別の法制の整備に関する方針、項目、検討体制等を明示

自衛隊法の一部改正

- 防衛施設の構築等の措置及び関係法律の適用除外等の特例措置を定め、自衛隊の行動を円滑化

：平成15年の通常国会で成立した法律
(いわゆる有事関連3法)

安全保障会議設置法の一部改正

- 議員に総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣を追加
- 事態対処専門委員会を新設

平成16年の通常国会で成立した法律

武力攻撃事態対処法に定められた基本理念等の枠組みの下、個別の法制を整備

自衛隊や米軍の行動の円滑化に関する法制

- 米軍行動関連措置法
- 海上輸送規制法
- 自衛隊法一部改正法

○国民保護法

交通及び通信の総合的な調整等に関する法制

- 特定公共施設利用法

捕虜の取扱いに関する法制

- 捕虜取扱い法

武力紛争時における非人道的行為の処罰に関する法制

- 国際人道法違反処罰法

地方自治体の危機管理

○ 自然災害(地震、大雨等) ← 災害対策基本法等

○ 事故等(火災、列車事故)

○ 感染症、鳥インフルエンザ 等

○ 武力攻撃、大規模テロ

← 武力攻撃事態対処法(H15. 6月成立)
国民保護法 (H16. 6月成立)

地方自治体に災害時と同様、重要な役割

自然災害と国民保護の相違点について

自然災害

主として自然による事象

当該地域の災害リスク
(気候、地形、地盤等による)

- ・自然のハザードは、国の努力によって回避不可能
- ・歴史的に見て、自然災害については各地方公共団体が防災施策を講じ、規模態様等に応じて国が相応の支援を行ってきた経緯

- ・災害の規模態様等に応じ、第一義的には市町村が対応するが、それに対応できない場合に都道府県や国が相応に対応

- ・基本的に各地域で収集
- ・国へ伝送

事象の本質

リスクの所在

責任の所在

対応主体

情報の収集

武力攻撃事態等

- ・我が国への海外からの組織的な攻撃
- ・ダメージを最大化するため意図的に行われる。

我が国と外国その他の外部との間の外交関係に起因するリスク

- ・主として国の外交の「失敗」等により生じる事態
- ・我が国に対する攻撃がなされる場合、具体的にはいずれかの地方公共団体の区域に対して当該攻撃が行われることとなるが、その事態の発生に当該地方公共団体が責任を有するわけではない。

- ・侵害排除は国の武装組織たる自衛隊の
みが担いうる
- ・武力攻撃災害への地方公共団体の対応は、国の指示等に基づき対処が基本

- ・事柄の性格上、基本的に国が収集・分析
- ・地方へ伝達

国民保護法のポイント

- ・武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としています。
- ・武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています。
- ・住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めています。
- ・緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置(緊急対処保護措置)を実施することとしています。
- ・国民の保護のための措置を実施するにあたっては、国民の基本的人権の尊重に十分な配慮がなされます。

■ 武力攻撃事態とは

武力攻撃

我が国に対する外部からの武力攻撃をいいます。

武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいいます。

■ 武力攻撃事態の類型ごとの特徴

着上陸侵攻の場合

船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

ゲリラ・特殊部隊の場合

突発的に被害が発生することも考えられます。被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設(ダムなどの生活関連等施設など)の種類によっては、大きな被害が生ずる恐れがあります。NBC兵器やダーティボムが使用されることも想定されます。

弾道ミサイルの場合

発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想されます。

弾頭の種類(通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

N : 核兵器 B : 生物兵器 C : 化学兵器

航空攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。

■ 緊急対処事態とは

緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

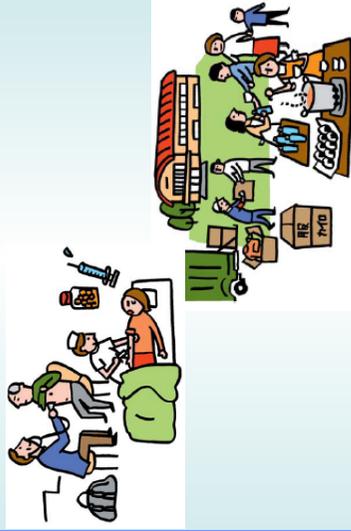
国民保護法 3つの柱

避



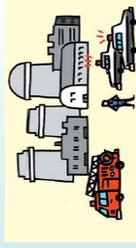
- ・警報の発令
- ・避難の指示
- ・避難の誘導

救



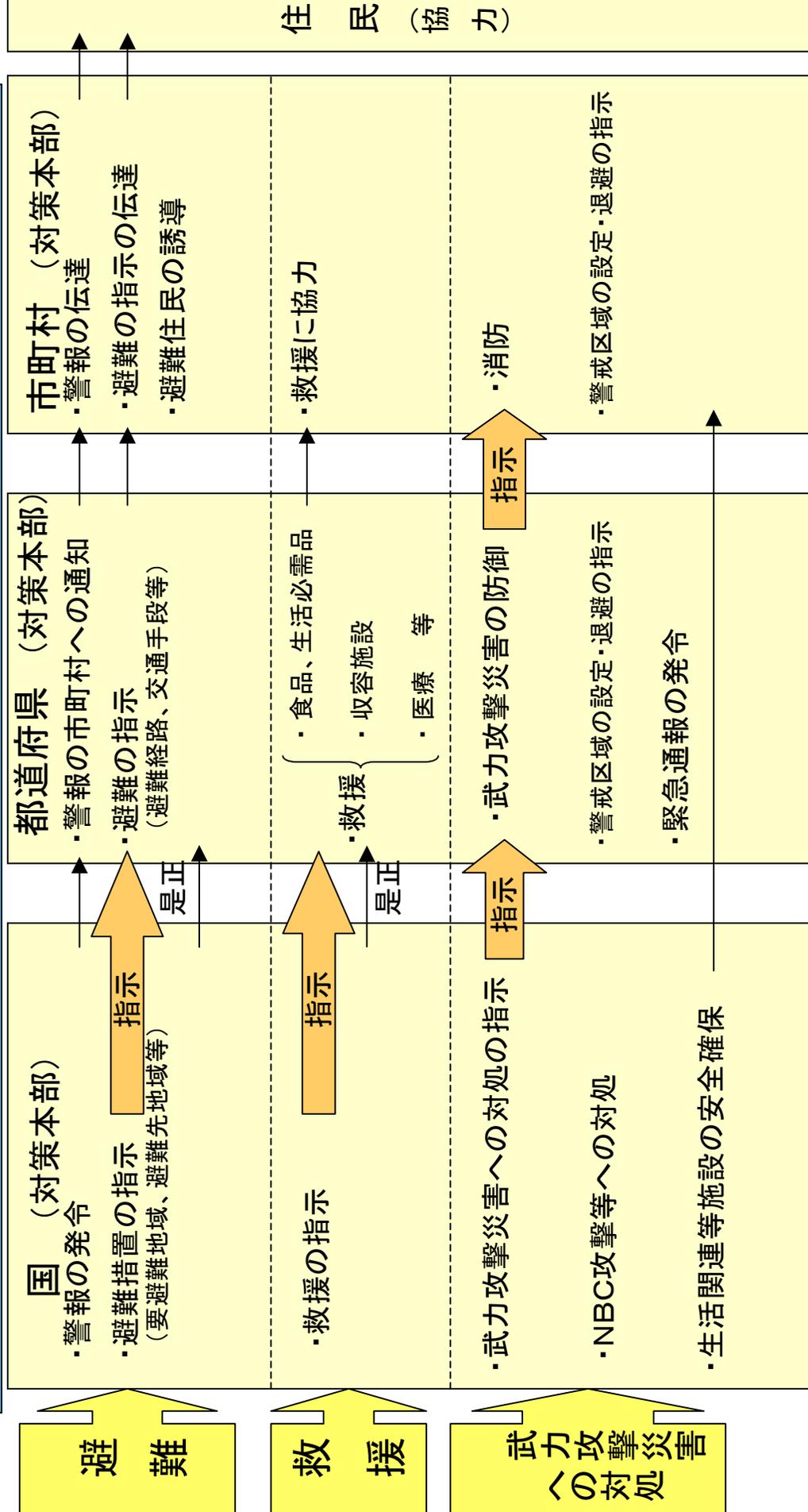
- ・避難施設の提供
- ・医療の提供
- ・食品・飲料水の提供
- ・生活物資の提供
- ・安否情報の収集・提供

武力攻撃に伴う被害の最小化



- ・石油コンビナートやダム等の警備・立入制限
- ・放射性物質などによる汚染拡大の防止
- ・警戒区域の設定
- ・消防・救助・救急活動

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



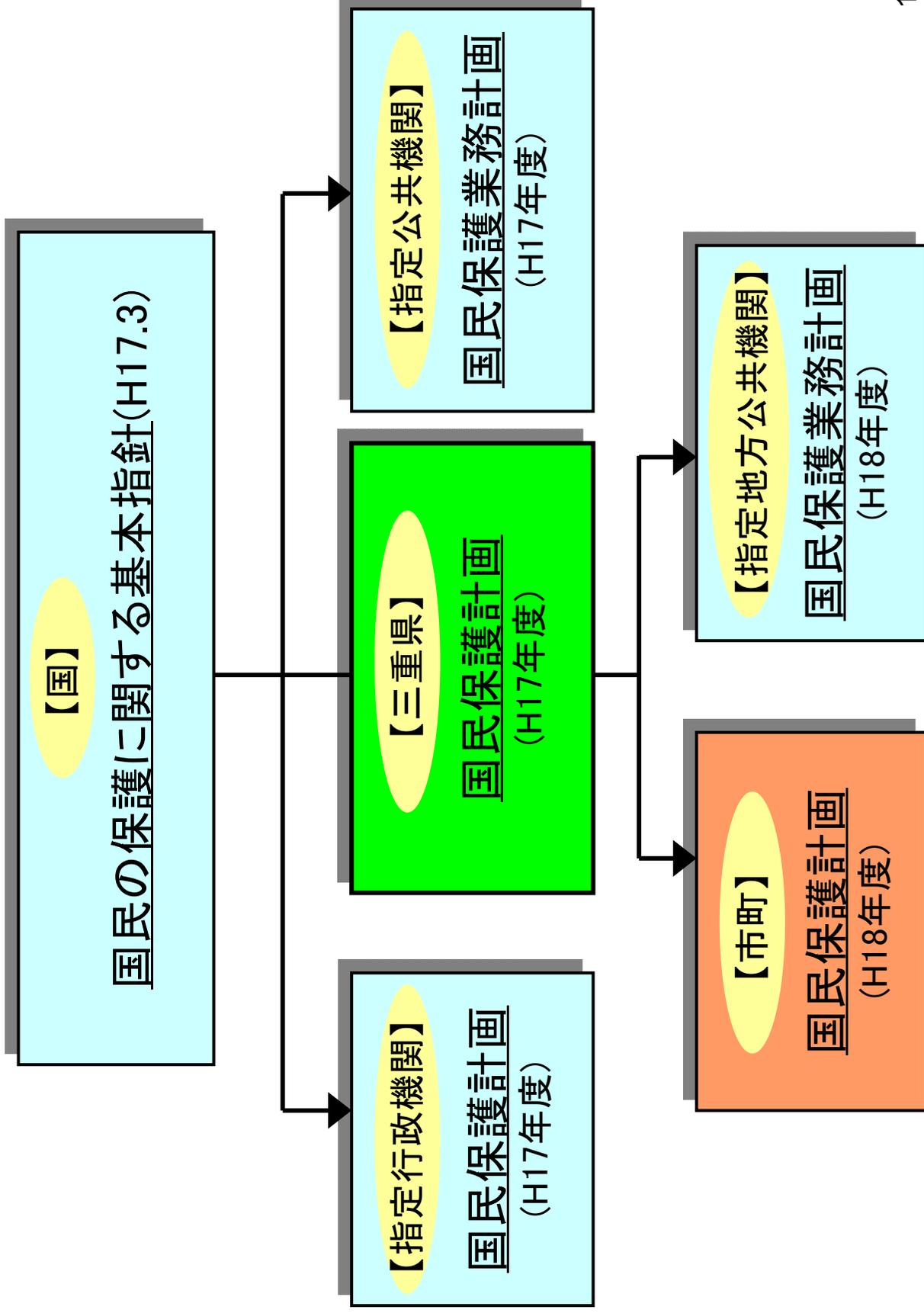
指定公共機関

- 放送事業者による警報等の放送
- 日本赤十字社による救援への協力

指定地方公共機関

- 運送事業者による住民・物資の輸送
- 電気・ガス等の安定的な供給

国民の保護に関する「基本指針」及び「計画」の位置づけ



三重県国民保護計画の基本

計画の目的

武力攻撃や大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守る
避難、救援、武力攻撃災害への対処等の対策を的確かつ迅速に実施する

計画の基本方針

- ① 基本的人権の尊重
- ② 国民の権利利益の迅速な救済
- ③ 国民に対する情報提供
- ④ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑤ 国民の協力
- ⑥ 指定公共機関等の自主性の尊重
- ⑦ 高齢者、障害者等への配慮
- ⑧ 安全の確保

計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え及び予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

計画作成に当たって考慮した地理的及び社会的特徴

- 南北に細長い県土と長い海岸線、離島を有する。
- 多くの府県に山岳や河川で隣接しており、連絡路が制限される。
- 分散化した都市形態で、県北部から中部にかけての海岸沿いに点在する都市に人口が集中している。
- テーマパーク等多くの大規模集客施設及び観光地を有する。

国民保護に係る市町の主な役割

■平時における主な役割

① 国民保護計画の作成（平成18年度）

市町は、三重県国民保護計画に基づき、あらかじめ国民保護計画を作成することとされています。

② 国民保護協議会の設置

国民保護計画を作成するに当たっては、市町は幅広く住民の意見を求め、関係する者から意見を聴取するため、国民保護協議会を設置し、国民保護協議会に諮問しなければならぬとされています。

③ 普及啓発、備蓄、訓練、組織体制の整備

■有事における主な役割

① 対策本部の設置

② 警報の伝達

武力攻撃事態等に至った場合、国の対策本部長から警報の通知を受けた知事は、その内容を市町長に通知しますので、知事から警報の通知を受けた市町長は、直ちに、その内容を住民及び関係団体に伝達します。

③ 避難の指示の伝達

市町長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、その内容を迅速に住民に伝達します。

④ 避難住民の誘導

市町長は、避難実施要領で定めるところにより、市町の職員（消防を含む）を指揮して、避難住民を誘導します。また、警察、自衛隊等に、避難住民の誘導を要請します。

⑤ 避難住民等の救援

収容施設の供与、炊き出し等の食品の給与及び飲料水の供給、被災者の捜索及び救出、埋葬及び火葬、電話その他の通信設備の提供をします。

⑥ 安否情報の収集、報告等

市町に対する三重県の支援①

市町国民保護モデル計画(三重県版)の作成

1 記載事項

- ① 法令及び基本指針により、市町が講ずる必要がある措置に関する事項
- ② 県国民保護計画における「市町国民保護計画の基準」事項
- ③ 消防庁モデル計画に記載された、国民保護措置等の実施にあたって、配慮すべき事項
- ④ 計画の作成にあたり、参考または配慮すべき事項

2 モデル計画作成にあたっての留意点

- ① 市町が実施主体となるもの及び他の機関との関与の在り方について、市町の観点から記載
- ② 用語の定義を入れることにより、わかりやすさに配慮
- ③ 参考事項、または配慮すべき事項について、注釈をつける等わかりやすさに配慮

市町に対する三重県の支援②

- 国民保護措置の実施に当たった際の留意点
- ・市町の区域を越える住民の避難や救援の措置における物資の相互融通等、近接市町との連携協力が必要
- ・住民の避難においては、人口分布や河川、山岳等の地形状況、大規模集客施設の有無等、地理的、社会的特徴に応じ、地域毎に避難方法の検討が必要

市町国民保護計画の作成支援

市町地域別検討会の設置

- ・計画作成の節目において、情報交換や意見交換
- ・地域毎に市町相互の計画内容について協議

初動対応の重要性

○迅速な情報の把握
情報の伝達

- ・関係機関との連携と情報共有
- 〔
 - ・地方公共団体、国
 - ・警察、消防、自衛隊 等〕

・常時情報伝達できる体制

- 〔
 - ・非常電源、衛星携帯電話等
 - ・24時間対応できる人的体制〕

○迅速かつ的確な判断
と対応

- ・首長又はその代理への整理された情報の集約

〔首長の独自の権限

- ・退避の指示
 - ・警戒区域の設定 等
- 〕

- ・訓練、シミュレーション
- ・危機管理専門家の育成

武力攻撃やテロなどから身を守るために

(1) 取っていただきたい行動

① 屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



② 屋外にいる場合

- 近くの建物内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場合所に車両を止めてください。キーをつけたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



(2) 落ち着いて情報収集に努めましょう

- テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。



(3) 避難の指示が出されたら

- 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難施設への避難、市町や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されますので、指示に従って落ち着いて行動しましょう。



国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」と定めています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。

